

《鳴門市農業委員会 6月総会 議事録》

開催日時 令和6年6月28日(金) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員 1番 栗田 和美 3番 稲木 伸顕 4番 井上 富夫
5番 大西 善郎 6番 小川 佳 7番 海山 貞佳
8番 川添 誠司 9番 小林 幸男 10番 里見 廣治
12番 高田 吉敏 13番 竹村 昇 14番 中井 弘
15番 西川 公昭 16番 西川 美鈴 17番 濱堀 秀規
19番 藤江 厚子 20番 向 栄治

欠席委員 2番 石園 順市 11番 杉本 英昭 18番 林 博子

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 15件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
議案第3号 買受適格証明願について 1件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
所有権移転: 2件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 10件
② 農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書について 1件
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 4件
④ 使用貸借解約について 1件
⑤ 徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について 2件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和6年6月の農業委員会を開会いたします。それでは開会にあたりまして大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それでは、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。
委員定数20名の内、出席委員17名、欠席委員3名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この総会が成立していることをご報告申し上げます。
進行につきましては大西会長よりよろしくお願いいたします。

大西会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。
議事録署名人は、8番 川添委員さん、9番 小林委員さんをお願いいたします。
これより、議事に入りますが、着座にて進めさせていただきます。
『議案第1号』農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 15件>
・申請番号1～15について申請内容説明

大西会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いいたします。
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をよろしくお願いいたします。

小林委員 9番。借人は藍住町で春人参を栽培する農家です。
経営規模を拡大したい意向があり、現在耕作している藍住の農地と隣接する申請地での話がまとまり、本申請に至りました。
取得後は人参を栽培する予定です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号2番～15番については●●委員が関わる案件であることから、「鳴門市農業委員会会議規則」第19条「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。」の規定に基づき、●●委員には本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

【●●委員 一時退席】

大西会長 それでは、申請番号2番～15番について、地元委員さんからのご意見を

願います。

藤江委員

19番。申請番号2～15については同一案件ですので、まとめて意見を述べます。

譲受人は上板町で水稻やブロッコリーなどを栽培する傍ら、就農者の育成事業等を行う法人です。

この度、事業の一環である育苗を行うための大規模な土地を探していたところ、申請地で話がまとまり、今回の申請となりました。

取得後は、東側部分にはビニールハウスを建設し、西側部分は農地をそのままの形で利用して、水稻・ブロッコリー・カリフラワーの育苗を行う予定です。

ビニールハウスの底地についてはコンクリート等を敷かずに、土のまま使用することです。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議の程、よろしく願います。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号2番～15番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号2番～15番については原案どおり許可といたします。

本案件の審議が終了しましたので、●●委員の入室をお願いいたします。

【●●委員 着席】

大西会長

以上で、議案第1号については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

事務局より申請内容の説明をお願いします。

事務局係長

<2. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

大西会長

次に、地元委員さんよりご意見ををお願いします。

申請番号1番について、地元委員さんからのご意見を願います。

事務局係長

地元委員は杉本委員となっておりますが、欠席の連絡をいただいておりますので、あらかじめ事務局の方に意見書をいただいておりますので、事務局で代読させていただきます。

申請地は申請人の自宅に隣接しており、その周辺の農地で甘藷の栽培をしています。既存の倉庫では手狭になったことから申請地に農業用倉庫を建てることになりました。

排水については雨水のみであり、表面流水については、隣接の自己所有農地及び水路に排水します。

ご審議の程、よろしく願います。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

- 事務局係長 申請地は、大津橋から北東へ約800mに位置しており、市街化調整区域内の10ha以上の広がりがある第1種農地に該当します。
第1種農地は農地転用が制限される土地ですが、本件は農地転用の不許可の例外である、農地法施行令第11条第1項第2号イ「申請に係る農地を農業用施設に供するために行われるものであること。」に該当しており、許可することができます。
また、既存の敷地への進入路及び倉庫建設のための造成工事は農地法上の手続きが行われていなかったため、農業用倉庫を建設することとあわせて、本申請により適法状態とするものです。
なお、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。
周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。
ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 大西会長 それでは申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
以上で議案第2号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』買受適格証明願についての審議に入ります。
事務局より申請内容の説明をお願いいたします。
- 事務局係長 <3. 買受適格証明願について 1件>
・申請番号1について申請内容説明
- 大西会長 次に、地元委員さんからのご意見を申し上げます。
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見を申し上げます。
- 小林委員 9番。申請人は大津町と大麻町で梨と甘藷を栽培している農家です。
今回の申請は、耕作を目的に、不動産競売に参加するための申請です。
申請地は、現在申請人が耕作している農地に近く、購入後は甘藷を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、証明書を交付しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
承認することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認することといたします。
以上で議案第3号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長

< 4. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について >
所有権移転 2件

大西会長

番号1番については、▲▲委員が関わる案件であることから、「鳴門市農業委員会会議規則」第19条「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。」の規定に基づき、▲▲委員には本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

【▲▲委員 一時退席】

大西会長

それでは、番号1番について、質問・ご意見等あればお願いいたします。

無いようでございますので、採決いたします。

番号1番について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同

< 異議なし >

大西会長

それでは、番号1番については原案通り承認といたします。

本案件の審議が終了しましたので、▲▲委員の入室をお願いいたします。

【▲▲委員 着席】

大西会長

次に、番号2番について、質問・ご意見等あればお願いします。

質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。

番号2番について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同

< 異議なし >

大西会長

それでは、番号2番については原案通り承認といたします。

以上で議案第4号については全てご審議いただきました。

続きまして、『議案第5号』報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局係長

< 5. 報告事項 17件 >

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 10件 |
| ② 農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書について | 1件 |
| ③ 農地法第18条第6項の規定による通知について | |
| (農業経営基盤強化促進法) | 4件 |
| ④ 使用貸借解約について | 1件 |
| ⑤ 徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について | 2件 |

大西会長

ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認といたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
その他、何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして令和6年6月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時29分
令和6年6月28日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 川添 誠司

議事録署名者 小林 幸男